

尾張藩の財政

No. 1

柴田 哲雄

概略

初代義直は、数度の加増により、その封領は、尾張・美濃・三河・信濃・近江・摂津の六カ国に及び、寛永十二年の総知行高は、六十三万三千余石に達し、東海随一の雄藩となったが、当代の諸侯の収入は、領内の租米を根幹とするのであって、財政的基礎は、至って固定的であったから社会経済が複雑となり、支出が増加するに伴って、財政窮乏に陥るのは必然であった。その支出の主なるものは、火事・暴風・干害等に対する救助費用及び結婚等の外面的はなやかさに対する費用であった。これらに対する財政策としては、藩による独占的藩営事業であり、中期以後では、領主権に基礎を置く通貨政策、即ち藩札の使用であった。これは、一時的には、所期の目的を達し得たが、結局領民の財政負担力を殺滅し、いって、当時の経済機構に自壊作用を促進させるものであった。

詳細なことについては以下陳述する。

I 尾張藩初期時代の財政（藩祖義直より六代継友まで）

初代 義直の時代

義直は初めは、甲府に封ぜられていた。その石高は二十五万石であった。その当時は、家康の四男松平忠吉が清須城主に封ぜられていたが、病死した為、家康の九男義直をもって清須城主へと封じたが、その後名古屋城が出来るに及んで、廢城となり、清須の町も名古屋へ移り、ここに尾張徳川家の基礎を築いた。義直の補佐役平岩親吉も清須から名古屋へ移り、家康は、さらに成瀬正成を傳として政務にあずからせしめ、又後見役として竹腰正信をあたらしめたが、慶長十六年（1611）平岩親吉は病死し、ほどなく絶家となり、以後成瀬と竹腰両家が国政を握った。慶長十三年（1608）伊奈備前守忠次等、幕府の命を奉じて、藩領の検地を行ったところ、その石高は四十七万二千三百余石、收納米二十三万八千八百余石であった。そして、同十七年正月、4月の西度に於て、石高七千五百余石（美濃）の加封があり、同十九年家康が大坂の陣により、豊臣方を滅して江戸に帰る途中、名古屋に立ち寄り、義直の知行高とし、美濃の三万二千二百余石の地域を与えられた。そして義直が浅野幸長の女、春姫と結婚することによって、家康は

春姫の化粧料として木曾谷三万石を加増したと言われる。以後尾張藩は、尾張の全部と美濃・三河・近江・摂津の一部を領し、総石六十一万九千余石となった。そして知行高は、木曾の領地の材木を含めて、六十九万二千五百余石となった。義直は殖産興業により藩民の富を考え善政をしいた。しかし寛文年間の末頃より、正保年間になって、藩の財政は多額の支出により、やや窮乏のきざしが見え、多額の支出の主たるものは長男光友の結婚のことである。又寛永十八年(1641)江戸の大火により、藩邸は類焼して、支出が重なった。そこで尾張藩は幕府より銀五千貫を借り、再建工事を行ったが、この返済に困り、成瀬正成は妹婿の京都所司代板倉重宗と謀り、四ツ概の制を定めた。これによって、領内では、元高よりも二十四万五千石余り増加した。このうち七万三千六百石余りを成瀬以下の重臣に分けて、管理させた。これを預高といい、残りは、直轄地とした。この方法によって幕府よりの借金に対する困難は、財政を一時的に救ったのである。

家臣の開発した新田も年を経るに従って増加し、幕末には、百万石に近い実力をもっていた。

藩領は藩主の直轄の蔵入地と家臣の分給した知行地との2種に分れる。当時知行地を与えられていたのは、重臣である成瀬・竹腰両家の三万石級及び千石以上のものを合わせて九百二十一人であり、藩の領地の72%を占めていた。概して、この時代は、財政面に多少不安のきざしがあったにしても、特別の破綻を見せることはなかった。

参 四ツ概の制、租税賦課を平均して、高の伸縮を行うのであって、知行所得の不均衡をなくする為である。

つまり、田租を十分の四に定め、これを超えるものは、その禄高を増し、不足するものは、禄高を減する方法

◎ 比較的天災が少なかった為、財政が安定したと言える。

参考資料

尾藩史余録・名古屋市史・愛知県史

二代 光友の時代

光友は寛永2年(1625)の生れであって慶安3年(1650)より、元禄6年(1693)に到る44年間にわたる藩主であり、義直の時代を修正した時代であり、もしくは守旧時代とも言える。この時代になって少しづつ財政の苦しさがあらわれ始めた。それだけではなく江戸詰の藩士の中には家産を維持することの困難と見られるものがあらわれてくるのである。これはきわめて自然的現象であって、いたるところで見られるべきものであると言えよう。これの救済策としては禄高百石につき金十両を貸し与え年賦にて返済させるという方法を取り、又切米は、年三期に分けて与えた。又江戸詰が八ヶ月であったのを一年として、交代の激しいことから生ずる経費を軽減するようにした。この時代には、諸般の設備に注目すべきものがある。それは、熱田船番所の設立、切支丹奉行及び寺社奉行の設置更に木曾山林の材木奉行を設けて、山林支配権を完全にとったことである。しかし財政はゆきずまる一方で、その上、万治三年(1660)の火災で大きな痛手であったがその反面この大火によって、スッキリと町幅を広げ市区の改正を行った。その他の主たる災害は、慶安三年(1650)九月木曾川の堤防の決壊・慶安四年八月の豪雨・承久二年(1653)六月の暴風雨・寛文二年(1662)五月の大地震・寛文四年三月の大火・延宝二年(1674)の飢饉・天和元年(1681)の飢饉・元禄六年(1693)の悪疫の流行などであり、これに幕藩が莫大な費用を投じたことは言うまでもない。救済の方法は、救米と支食の二つの方法が行われた。この時代のきわめて重要な財政策は、「判書発行」である。判書とは藩札のことである。このことは後で述べる。財政ゆきずまりのもう一つの原因は、言わずと知れたこと、すなわち綱誠の結婚である。この費用が莫大であり、前回よりも一段と進歩し、幕府より金十萬両借り受けた。この借金は何人と四十余年にわたって七萬両を返済したが、宝永六年(1699)六代将軍家宣の時に

残額三万両は遂に「下され切り」となっていました。これを見てもいかに結婚にかかる費用が莫大であったか容易に知れよう。すなわち財政窮乏の原因は火災・天災・結婚であり、結婚には多大の苦心が払われたと推測してもよからう。その為に光友は国用入の山内治太夫知真を登用し、財政を立てなおそうとしたがあまりにも重祖の為非難が高まり退陳した。彼の財政に因する施政が適切であったため、藩の財政は多少好転した。

参考資料 尾藩史余録

三代 綱誠の時代

治世はわずか七年であった。元禄十一年(1698)春、五代將軍綱吉の来駕によるその接待等の費用は莫大であり、もはや藩にはこれに応ずる金はなし。ゆえに農商階級の人々に力を依存しなければならなかった。彼は藩主となるやハケ年の倭約令を出し、藩士の使用人を減ずることを命じた。そして藩士たちに極端な増税を課し、藩金を使用していたものには、告知し、翌年から返納するようにと命じ、旗奉行、船奉行、足輕頭などの足輕中間を減少した。それは扶持米の節約が目的であった。

四代 吉通の時代

吉通は藩士の貧困を救うことを第一の目的とした。元禄十二年(1699)十三年の二ヶ年間に及んで市内の豪商に命じて、一定の金額を定めて、藩に献金することを命じた。そして先きに「御成御用」として藩士一同に課した増米と元禄六年以後下級藩士に課していた五分米をすべて償却した。元禄十六年二月、藩士に足米の制度を定めた。宝永三年(1706)四月には、ついに町方・国方の富豪の町人及び農民から調達金を今じて貧窮の藩士を救った。この金はハケ年の年賦として返済させることにした。このような時に宝永四年富士山の大爆発があり、広い範囲にわたって降灰の被害があり、幕府は除灰金と称して全国各藩に丈銀を課した。この金額が実に巨額の費用であったため、財政難が続いた。

五代 五郎太の時代

別に変わったことは見られず、財政的变化はなし。何んとなれば五郎太の治世は三ヶ月であったから。

六代 継友の時代

継友は正徳四年(1714)藩領内の豪農に献金を命じた。更に市中の富豪にも献金を命じた。当時は諸物価が高く、藩士・藩民の窮乏ははなはだしかった。藩は財政の収支が不均等と見て、享保元年(1716)には、藩領内に貸付けていた元金を強行に回収した。これらの極度の財政のひきしめによって、一時的には、多少のゆとりを見せた。しかし享保七年(1722)又々天災におそわれ、享保九年には、大火があり、木材七千両に相当するものを焼き、又米六千四百余石を焼くなど被害は大であった。又江戸では、大火があり、尾藩邸は類焼したのは享保十年(1725)であった。そこで尾藩は幕府から金二万両の補助を受けた。享保十二年には名古屋の町に大火があり、すこゝに尾藩にとっては不幸の連続であり、継友は窮民の救済と藩財政たてなおしのみに日夜心をくだいた。

参考資料 以上 尾藩史余録

最後に、判書の発生と状況について少しばかり述べよう。

「判書」は「端書」の文字を当てる場合もあり、此のハカキは、伊勢神宮領に流通していた「羽書」をかりたものである。伊勢領の羽書は慶長以前或は、足利氏に始まると伝えられている。歴史をもった民間の紙幣で、山田羽書の外に、松坂、鳥羽、射和羽書があった。山田羽書は、最初銀兌換券であったが、後金兌換券となり、六十四匁を以て一両とした。種類は、一匁以下即ち一匁、五分、三分、二分の四種、札の表面の銀位の下には、いづれも「預り」の文字がある。

最初は神宮領商人が相互間と利用した手形より進化したものらしく、よって各自の資材と信用に応じてずいじ発行していたが、次第に固定的なものとなり、その発行権は、神宮領自治機関たる三方會合所の管理から山田奉行の手に移され、明治維新に至る。

そこで判書は、一分より一匁に至る、各分位の銀目札十種と、外に十匁札があって以上十一種の札は、各々紙色、紙形を異にしている。その後十匁札は

五匁札の新造に於て廃止された。

判書はにせ札があられるなどかえて商人の売買には不便であり、迷惑であるという声が大きくなり、光友は庶民が金銀の貴重であることは知らされても、紙札は軽視して乱費し易く紛失することが多いという結論に達したのでこの判書は廃止された。

参考資料 尾張藩の財政と藩札

尾藩史余録

参I. 国別知行高

	寛永十二年の高	正保二年の高	正保四ツ概高	寛文十年の高
尾張国	483,426 ^石 .860	490,472.288	709,075.224	490,472.288
美濃国	127,020.689	127,043.910	154,077.502	127,020.245
三河国	5,000.000	5,000.000	5,962.292	5,000.000
近江国	5,000.040	5,089.936	4,174.196	5,000.040
摂津国	232.543	232.543	270.931	232.543
木曾上納	銀123貫878 ^匁 4 12,387.840	木樽 268,158 ^匁 丁 土居 4,352 ^匁 駄	(高の外)	銀732貫310 ^匁 4 73,231.040
合計	633,067.970	627,838.677	873,326.930	619,503.425

参II. 総知行高

元高は概高の二割八分減

	石	斗	升	合
慶長17年(尾張轉封当時)	483,533	3	9	5
寛永12年(数次の加封高合計)	633,069	9	7	
正保2年(木曾を除く)	627,838	6	0	7
正保2年の概高(〃)	873,326	9	3	
慶安2年(〃)	618,868	2	0	6
承應3年(新田を加計)	757,165	7	6	9
寛文11年(木曾を除く)	619,503	4	2	5
元禄14年	668,045	5	1	8
延享3年の概高	894,419	6	1	
寶暦12年の概高(木曾除く)	903,287	8	0	1
宝政2年の概高(同上)	914,965			
明治2年の総高(木曾及び成瀬竹腰を除く)	928,705	0	7	5

藩中期から百万石をこえたと言ってもよい。

参考資料 尾張藩の財政と藩札

尾張藩